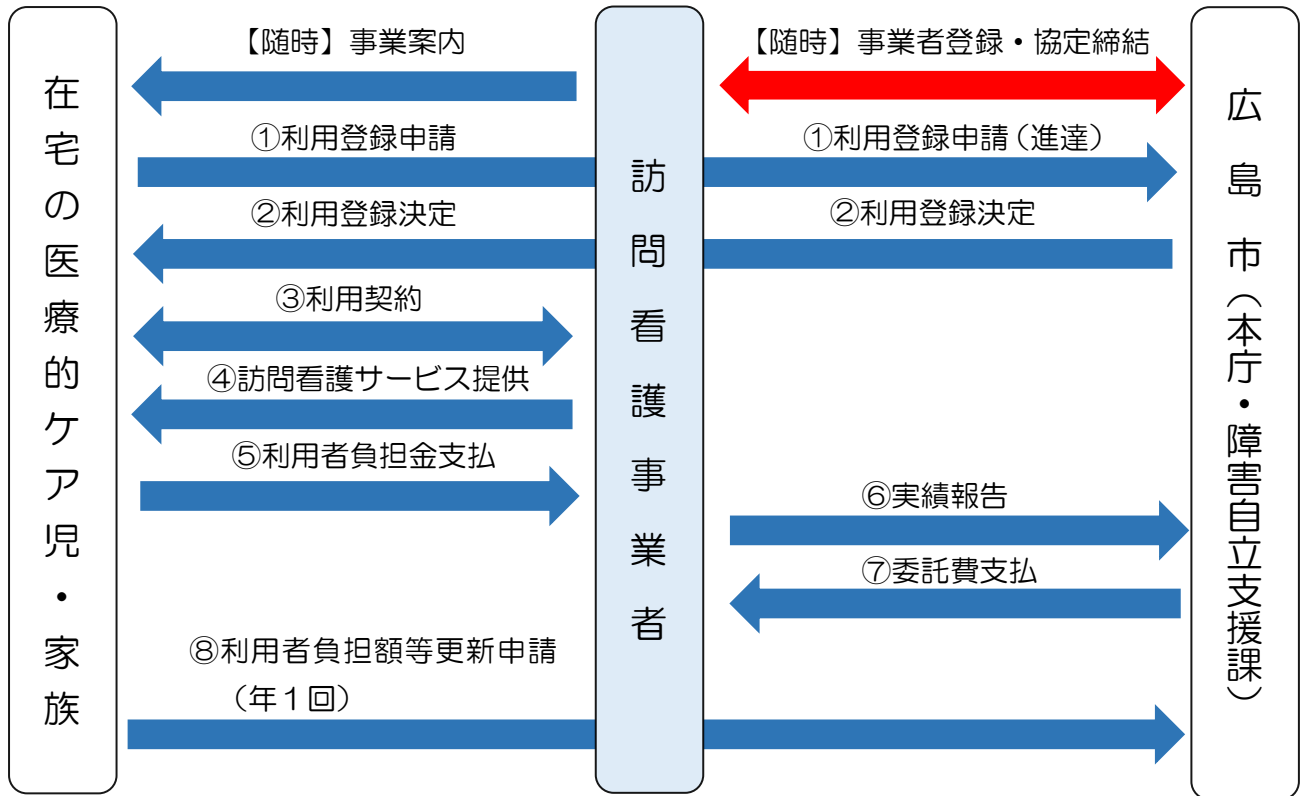


広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業の事業者登録について

「広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業」による訪問看護サービスを提供する場合は、広島市に事業者登録を行い、同事業の協定を締結する必要があります。
随時、事業者登録を受け付けておりますので、障害自立支援課までお問い合わせください。



(1) 事業者登録の要件

- ◆ 健康保険法第88条第1項の規定に基づく指定訪問看護事業者
 - ※事業者登録は、同法により指定された訪問看護事業所ごとに登録します
 - ※協定締結は、登録された指定訪問看護事業者(以下「登録事業者」という。)と締結します。

(2) 事業者登録から事業実施までの流れ

- ① 登録事業者は、広島市へ事業者登録の申請手続きを行います。
(必要書類は、(3)事業者登録の提出書類をご確認ください。)
- ② 登録事業者に対し、広島市から協定締結書類を送付し、本事業の実施に係る協定締結を行います。
- ③ 登録事業者は、本事業の対象となる方や利用を希望される方に、本事業の利用登録の案内を行います。
- ④ 登録事業者は、利用希望者から、広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用登録申請書を受け取り、その他必要な書類を添えて、広島市へ提出します。
- ⑤ 登録事業者に対し、広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用登録決定(却下)通知書を送付しますので、利用希望者へ渡してください。
- ⑥ 利用登録を決定した利用希望者と登録事業者で、本事業の利用契約を締結します。
- ⑦ 登録事業者が、本事業に基づくサービス提供後、広島市へ実績報告及び委託費の請求を行います。
- ⑧ 広島市から登録事業者へ、委託費の支払を行います。

(3)事業者登録の提出書類

- ① 広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業者登録申請書
- ② 訪問看護事業者の指定決定通知書の写し
- ③ 職員配置一覧
- ④ 資格証の写し
- ⑤ 訪問看護事業所の運営規程

(4)利用者へのサービス提供について

【全体】

- ◆ 健康保険法の適用時間を超える在宅での訪問看護を実施します。

【提供時間】

- ◆ サービスの提供時間の算定は、1時間単位とします。(30分未満切り捨て、30分以上切り上げ)
- ◆ 本事業のサービス提供時間は、看護を伴う支援を開始した時間から起算します。

【上限時間】

- ◆ 医療的ケア児1人につき、一年度あたり48時間を上限に本事業に基づく訪問看護を実施します。
- ◆ 複数の登録事業者を利用する場合は、複数の登録事業者の提供時間を合算して、医療的ケア児1人につき、一年度あたり48時間を超えないように時間数の管理が必要です。
- ◆ 時間数の管理は、利用登録決定通知書に記載のある登録事業者が、管理を行ってください。

(5)実績報告の提出及び費用の請求方法

- ◆ 広島市へ、本事業のサービスを提供した月の実績報告書及び請求書を翌月15日までに提出します。
- ◆ 報告に不備があれば、再提出を求める場合がありますので、すみやかなご対応をお願いいたします。
- ◆ 広島市から登録事業者に、給付費の支払を行います。

(6)提出書類の入手先

事業者登録及び実績報告等の書類は、広島市ホームページから入手又は「広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業の手引き」の様式から使用してください。

ホームページ：で検索してください。

URL：<https://www.city.hiroshima.lg.jp/living/fukushi-kaigo/1014921/1006099/1025783/1022226.html>

問い合わせ先

〒730-8586 広島市中区国泰寺一丁目6番34号
 広島市役所 健康福祉局 障害福祉部 障害自立支援課
 TEL:082-504-2148 FAX:082-504-2256
 メールアドレス:jiritsu@city.hiroshima.lg.jp

